

<b>基準認証政策</b> .....	224
1. 基準認証政策に関する主な動き（総論）.....	224
2. 標準化政策.....	224
2. 1. 国内標準（JIS）.....	224
2. 2. 国際標準（ISO/IEC）.....	224
2. 3. 諸外国との連携.....	225
2. 4. 標準化人材の育成.....	226
2. 5. 基準認証政策に関する普及・広報.....	226
3. 認証政策.....	227
3. 1. 国内における適合性評価制度の的確な運用.....	227
3. 2. 国際的な適合性評価制度に対する取組.....	227
3. 3. グローバル認証基盤整備事業.....	227
3. 4. 適合性評価手続の効率化の推進.....	228
4. 計量行政・知的基盤整備政策.....	228
4. 1. 知的基盤の整備.....	228
4. 2. 知的基盤整備の状況.....	228
4. 3. 知的基盤整備に係る国際的対応.....	229
4. 4. 計量行政をめぐる動き.....	230
4. 5. 計量制度の的確な運用.....	230
4. 6. 計量行政に係る国際的対応.....	231
4. 7. 計量行政に関する普及・広報.....	231
4. 8. 計量行政審議会の活動.....	232

## 基準認証政策

### 1. 基準認証政策に関する主な動き（総論）

経済社会におけるグローバル化の進展や技術の進歩に伴い、我が国の標準化を取り巻く環境は著しく変化している。国際的な環境変化を機敏に捉え、迅速かつ柔軟に対応するとともに、産業競争力を強化する視点から、標準化戦略の重要性が高まっている。

このような背景の元、我が国産業が目指す姿として「Connected Industries」を世耕大臣から発表され、あらゆるものやサービスをつなぐためには国際標準化が一つのカギとなっており、ルール形成戦略のツールとして注目されているが、現行の工業標準化法、いわゆる JIS 法は、サービスやシステム分野の JIS が作れない、政府が全ての JIS 原案を審議する必要がありスピードが遅い、などの課題があった。

そこで、今回、工業標準化法の一部改正を含む「不正競争防止法等の一部を改正する法律」は、平成 30 年（2018）2 月 27 日に法律案として閣議決定され、衆議院及び参議院での審議を経て、平成 30 年 5 月 30 日に平成 30 年法律第 33 号として公布された。

今回の改正では、工業標準化法（以下 JIS 法）について、①日本工業規格（JIS）の対象分野の拡大、② JIS 制定の迅速化、③ JIS マーク違反に対する罰則の強化、などの措置を講じている。これに伴い JIS の名称が「日本工業規格」から「日本産業規格」に、法律名も「工業標準化法」から「産業標準化法」に変わるなど、昭和 24 年（1949 年）の JIS 法制定以来の基本的事項が変わる改正となっている。

経済産業省としては、これと併せ、官民の国際標準化体制の強化のために様々な政策を講じていく予定である。

具体的には、今年度増額した標準化関連予算を活用して、重要分野における世界の規制や標準化の動向に関する情報収集を行い、産官学で共有するとともに、内閣官房を中心に関係府省や経済団体が連携して「国際標準獲得に向けた官民連携会議」を設立し、社会システム分野等の国際標準化のための戦略や推進体制について議論をしている。

また、国際標準化機関は一国一票制となっているため、オールジャパンでまとまるだけでなく、各国との連携を進めることが重要であるとの認識に立ち、欧米やアジアの標準化機関との定期的な協議会の開催や、主要国との MOU を通

じた協力を一層強化していきたい。

さらに、標準化活動を支える人材育成の取組は極めて重要との問題意識のもと、平成 29 年（2017 年）1 月に産官学で「標準化人材を育成する 3 つのアクションプラン」を作成した。これに基づき、若手人材を対象とする研修制度や経営層・大学生向けの啓発・講義、工業標準化事業表彰制度の拡充などの取組みを進めていく予定である。

## 2. 標準化政策

### 2. 1. 国内標準（J I S）

2017 年度における日本工業規格（J I S）の制定・改正については、日本工業標準調査会（J I S C）標準第一部会、標準第二部会です承された「平成 29 年度工業標準化審議予定一覧」等に基づき、官民の役割分担を明確にするとの基本的な考え方の下、重点化・優先順位付けを行い、着実に進めた。

具体的には、重労働の負担軽減を目的とする腰補助用装着型身体アシストロボットに関する J I S B8456-1（生活支援ロボット—第 1 部：腰補助用装着型身体アシストロボット）の制定、日本人だけでなく外国人観光客にもより分かりやすい案内用図記号とするため、国際規格（ISO）との整合の観点から 7 種類の案内用図記号を変更し、15 種類の新しい案内用図記号及び「ヘルプマーク」を追加する J I S Z8210（案内用図記号）を改正するなど、J I S 整備を進めた。

上記のような重点的取組により、2017 年度中に制定 162 件、改正 336 件の J I S を公示した。2018 年 3 月末現在、10,666 件が制定されている。

### 2. 2. 国際標準（I S O / I E C）

#### （1）戦略的国際標準化の推進

我が国産業の国際競争力を強化する観点から、国際標準化機構（I S O）及び国際電気標準会議（I E C）における戦略的な国際標準化の推進が重要であり、次のような取組を行った。

○自動車運転時の歩行者検出・被害軽減ブレーキに関する国際標準化

歩行者交通事故被害の減少につながることを期待される自動車運転時の歩行者検出・被害軽減ブレーキについて、I S O / T C（ITS 高度道路システム）/WG14（走行制御）

に日本から提案し、国際標準化活動を進めた結果、2017年12月に国際規格（ISO19237 (Intelligent transport systems -- Pedestrian detection and collision mitigation systems (PDCMS) -- Performance requirements and test procedures)）として発行された。

○スマートホームにおける機能安全に関する国際標準化

I o T技術を用いる多様なサービスの提供が進む一方で、スマート化対応機器・システムの導入に伴う複数の動作組み合わせや周囲の状況等により不具合が生じる可能性があることから、居住リスクが低減する等の効果が期待できるI o T社会実現に向けた住宅設備連携における機能安全に関する国際標準化について検討を行ってきた。この検討結果を基に、我が国からIEC SyC AAL (Active Assisted Living) に対し「つながる住宅環境における協調的複数システム-電気/電子安全関連システムの機能安全-自立生活支援の観点から」について提案を行い、2017年11月に承認されたため、国際標準の開発が開始されることになった。

## (2) ISO/IEC総会、理事会等の上層委員会への積極的対応

ISOにおける総会、理事会、技術管理評議会(TMB)、適合性評価委員会(CASCO)、IECにおける総会、評議会、標準管理評議会(SMB)、適合性評価評議会(CAB)、市場戦略評議会(MSB)等の上層委員会に対しては、委員会に積極的に参加し、我が国の意見が適切に反映されるよう努めた

上層活動への人的貢献及び関与としては、IECについては、パナソニック株式会社の野村淳二氏が会長(任期:2014年~2016年)を務め、2017年1月からは前会長職を務めている。さらに、継続的に評議会、SMB、CAB、MSBに委員を派遣している。ISOについても、継続的にISO理事会、TMBに常任メンバーとして委員を派遣している。

## 2. 3. 諸外国との連携

### (1) 多国間標準化協力

#### (ア) 太平洋地域標準会議(PASC)

ISO/IEC等の国際標準化活動における環太平洋地域の連携強化及び参加促進を目的とし、1972年に米国の

提唱により発足した。2017年3月末時点で、23の国・地域が加盟している。2017年5月には、第40回総会がカナダ・バンクーバーにて開催され、ISO/IEC等の国際標準化活動や地域標準化活動等の最近の動向及び個別分野における協力のための情報交換等を行った。

#### (イ) APEC/基準・適合性小委員会(SCSC)

APECエコノミー間で基準認証分野に関する意見交換及び協力をを行うことを目的とし、1994年に発足した。

2017年8月にベトナム・ホーチミンにてAPEC2017/SCSC2(2017年第2回SCSC会合)が、2018年2月には、パプアニューギニア・ポートモレスビーにてAPEC2018/SCSC1(2018年第1回SCSC会合)が開催され、我が国よりWTO/TBT委員会の動向やVAP(規格整合化調査)の取組、抗菌性能試験方法のISO規格に関するAPECプロジェクトの成果報告等を行った。

#### (ウ) ACCSQ-METI

我が国とASEANとの間で基準認証分野に関する意見交換を行うことを目的に、1999年にACCSQ-METIが発足した。

本小委員会のASEAN側の参加者は、アセアン品質標準諮問委員会(ACCSQ)のメンバーである。

2017年度は、2017年12月にAJCEP(日・ASEAN包括的経済連携協定)の枠組におけるSC-STRACAP(任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する小委員会)として開催され、双方が関心を有する分野における標準化活動に関する情報・意見交換を行った。

#### (エ) 北東アジア標準協力フォーラム

日中韓3か国の標準化活動における連携強化及び個別分野での協力の推進を目的とし、3か国の標準化機関、その他民間団体等からの出席の下、北東アジア標準協力フォーラムが2002年から毎年開催されている。2017年7月には、第16回会合を韓国・済州にて開催し、ISO/IEC等の国際標準化活動における個別分野の協力に関する意見交換を行った。

## (2) 二国間等標準化協力

### (ア) CEN/CENELEC/JISC協力協定

日欧間で規格策定等の情報交換を行うことを目的に、我が国とCEN、CENELECとの間でそれぞれ覚書(MoU)を締結していたが、欧州側より日欧標準化機関間の

より一層の協力関係を構築することを目的とした両協論文書の一本化の要望を受け、2014年11月にCEN/CENELEC/JIS C協力協定が締結された。

2018年2月に、東京において、CEN/CENELECとJIS Cとの会合を開催し、協力協定に基づく協力、人材育成、規格開発プロセス等について意見交換を行った。

#### (イ) 日中標準化協力ダイアログ

中国国家質量監督検閲検疫総局(AQSIQ)国家標準化管理委員会(SAC)との間で、両国の基準認証政策に関する情報交換、ISO/IEC等国際標準化活動における協力・連携等を目的とし、2007年から日中標準化協力ダイアログを実施している。2017年7月の第16回北東アジア標準協力フォーラムに併せて第10回会合を開催し、両国の基準認証分野における関連政策・活動及びISO/IEC等の国際標準化活動における個別分野の協力に関する意見交換を行った。

#### (ウ) 日韓基準認証定期協議

韓国産業通商資源部(MOTIE)技術標準院(KATS)との間で、両国の基準認証政策に関する情報交換、ISO/IEC等の国際標準化活動に係る課題及び個別分野の標準化活動における協力・連携等を目的とし、1979年から日韓基準認証定期協議を実施している。2017年7月の第16回北東アジア標準協力フォーラムに併せて第34回会合を開催し、両国の基準認証分野における関連政策・活動及びISO/IEC等の国際標準化活動における個別分野の協力に関する意見交換を行った。

### (3) 基準認証協力プロジェクト

#### (ア) 分野別標準化プロジェクト

アジア市場において事業を展開する日系企業を支援するとともに、二国間協力を強化することを目的として、ASEAN諸国を対象に分野別標準化プロジェクトを実施した。

インドネシア及びベトナムにおいては、遮熱塗料や節水トイレの性能評価方法といったグリーン建材の規格について、規格作成等の技術的支援を行った。また、ベトナムにおいては、ICカードの規格作成及び普及に向けたワークショップを実施した。

#### (イ) AOTS課題別研修

2017年12月にASEAN諸国を対象として、一般財団

法人海外産業人材育成協会(AOTS)の枠組によって、ゼロエネルギービルディング(ZEB)概念の普及促進を目的とした研修を行った。

### (4) WTO/TBT委員会

標準化を含む基準認証分野における政府間の国際的なルールについて規定する、WTO/TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)に基づき、同協定の実施及び運用を目的としたTBT委員会が年に3回程度開催されており、我が国として2017年度も引き続き同委員会での積極的な発言等を行った。

## 2. 4. 標準化人材の育成

我が国の国際標準化活動の強化に当たっては、国際標準化人材の育成が不可欠である。このため、2017年1月に策定された「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」に基づき、以下の取組を実施した。

国際標準化活動を担う次世代人材育成のため、国際標準化実務の遂行能力に加え、グローバルに通用する交渉力及びマネジメント力を兼ね備えた人材を育成するため、日本規格協会(JSA)と連携して、ISO/IEC分野において標準化に携わる若手人材を対象とした「ISO/IEC国際標準化人材育成講座」(通称ヤンプロ)を実施した(2017年3月時点で計177名の修了生を輩出)。

また、大学等における標準化教育の推進のため、非常勤講師としての職員の派遣(2017年3月末時点で延べ12大学)等を通じた支援を実施するとともに、標準化教育のモデルカリキュラム及びファカルティ・ディベロップメント教材を開発した。

加えて、日本規格協会(JSA)と連携し、2017年6月に創設した、標準化や企画開発に関する専門知識を備えた人材を「規格開発エキスパート」として評価して登録する「標準化人材登録制度」においては、2017年3月末時点で規格開発エキスパート44名、規格開発エキスパート補5名を登録した。

## 2. 5. 基準認証政策に関する普及・広報

基準認証政策への理解の増進及び制度の活用促進を図るためには、普及・広報活動が重要である。

毎年、工業標準化推進月間である10月に工業標準化事

業表彰を行っている。2017年度は、日本で発明・開発された技術である二次元バーコードであるQRコードの推進者であり、JIS原案作成委員長として取りまとめた数多くの規格の国際標準化に極めて顕著な功績のあった柴田氏に対し内閣総理大臣表彰を、工業標準化事業に率先して取り組み、その功績が顕著な個人20名及び2組織に経済産業大臣表彰を、さらに、国際標準化活動等を幅広い側面から支える関係者34名に対して産業技術環境局長表彰（国際標準化貢献者表彰、国際標準化奨励者表彰、工業標準化功労者表彰）を行った。また、内閣総理大臣表彰受賞者による特別講演会を行った。

その他、工業標準化推進月間においては、ポスターの全国配布、政府広報オンラインや「標準化と品質管理」全国大会・地区大会（一般財団法人日本規格協会主催）における講演等を実施した。

また、中小企業や地域支援機関等へ向けた標準化活用のためのセミナーやパンフレットの配布を行ったほか、主に児童向けに子ども霞が関見学デーへの出展など、積極的に普及・広報活動を行った。諸外国向けに工業標準調査会のアニュアルレポートを英語でまとめ、配布した。

### 3. 認証政策

#### 3. 1. 国内における適合性評価制度的確な運用

##### (1) JISマーク表示制度

###### (ア) 制度の概要

工業標準化法によるJISマーク表示制度は、品質等をJISで具体的に規定し、これに適合する製品やその包装等には、JIS適合品であることを示す特別な表示（JISマーク）を付けることができる制度であり、製品の取引・使用・消費の合理化等を目的としている。

2018年3月末時点で約8,600件（約1,100規格）が認証されている。

###### (イ) 制度の信頼性確保の取組

JISマーク表示制度では、国は登録認証機関に対する監督措置（報告徴収、立入検査等）を実施することとされており、認証取得事業者に対する監督については一義的に登録認証機関にその責務がある。これに加え、国も認証取得事業者に対して必要に応じて報告徴収、立入検査及び表示の除去命令を行うことができ、JISマーク制度の信頼性を確保することとしている。

2017年度も違反工場への厳格な対応、認証取得事業者に対する立入検査、試買検査の実施等を実施した。

##### (2) JNLA制度

工業標準化法に基づく試験所登録制度（JNLA制度）は、試験証明書信頼性確保を目的として、試験所の能力に関する要求事項を規定した国際規格（ISO/IEC 17025）に適合する試験事業者を登録する制度である。登録の対象となる試験方法はJISの試験方法であり、登録された試験方法の範囲内において、特別な標章（ロゴ）付きの試験証明書を発行することができる。2017年度は、土木建築分野、電気分野、繊維分野を中心に14件の新規登録があった。なお、2018年3月末時点での登録試験事業者数は234である。

#### 3. 2. 国際的な適合性評価制度に対する取組

ISO9001（品質）やISO14001（環境）といった、企業の組織管理に関する要求事項を定めたマネジメントシステム規格の適合性を評価するマネジメントシステム認証は、国際的にも普及している代表的な認証制度である。近年では、ISO50001（エネルギー）、ISO22301（事業継続）等、ISOやIECにおける規格開発に伴って、新たな分野における認証サービスの提供が行われている。我が国では90年代前半からマネジメントシステムに関する認証が導入され、2018年3月現在、国内で約40の認証機関が民間の認定機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）等）の下に活動している。また、日本国内ではISO9001については約49,400、ISO14001については約27,300の組織が認証を受けている（ISO survey 2016より）。

#### 3. 3. グローバル認証基盤整備事業

世界的な市場拡大が期待される再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築のためには、機器・システムの安全性や性能について国際的に認められることが重要であり、そのための試験・評価を行うことのできる認証基盤が必要である。

他方、国内においては、大型パワーコンディショナー及び大型蓄電池の性能・安全性に関する試験、評価を行う施設が存在しないことから、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）福島再生可能エネルギー研究所において

大型パワーコンディショナの試験・評価施設を、独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）において大型蓄電池の試験・評価施設を整備し、両施設とも 2016 年 4 月から運用を開始した。2017 年度は、産総研において 14 件の共同研究／認証実験、N I T E において 88 件の試験を実施した。

### 3. 4. 適合性評価手続の効率化の推進

貿易の円滑化のため、輸出国側で行われた適合性評価手続を輸入国側で活用する制度の一つとして、政府間の相互承認協定（MRA）がある。相互承認協定とは、安全確保等を目的として製品等に対して設定される技術基準や適合性評価手続が、国の間で異なる場合であっても、輸出国側の第三者適合性評価機関（CAB）が輸入国側の技術基準及び適合性評価手続に基づいて評価を行った場合、その評価結果を輸入国内で実施した適合性評価と同等の保証が得られるものとして相互に受け入れることとする協定である。輸出事業者にとっては、適合性評価手続を自国内で終了させることができるため、時間とコスト両方の削減が見込まれる。2017 年 3 月末現在、電気製品分野においては、EU、シンガポール、タイ及びフィリピンとの間で相互承認に係る協定を締結している。

## 4. 計量行政・知的基盤整備政策

### 4. 1. 知的基盤の整備

知的基盤とは、研究開発を始めとする知的創造活動により創出された成果が体系化、組織化され、更なる研究開発、経済活動等の促進のベースとして活用されるもの（研究用材料、計量標準、計測・分析・試験評価に係る方法及びそれらに係る先端的機器並びにこれらに関連するデータベース等）である。

第 4 期科学技術基本計画（2011 年 8 月閣議決定）に基づき、産業構造審議会・日本工業標準調査会の合同会議である知的基盤整備特別委員会において取りまとめた第 2 期知的基盤整備計画では、「計量標準」「微生物遺伝資源」及び「地質情報」の 3 分野の新たな整備計画・具体的な利用促進方策について、それぞれの整備実施機関において次のように整備することとされている。

計量標準については、ユーザーニーズを踏まえた物理標準、標準物質の整備を前提に、整備計画の定期的な見直し

とともに、整備された成果を評価する等の P D C A サイクルの実施や、官民の役割分担として民間の役割の拡大、計量法トレーサビリティ制度（J C S S）運用の改善を図ることとした。また、中堅・中小企業の利用を促進するため、中堅・中小企業に対する支援、利用促進に向けた環境整備、競争力強化と利便性向上に資する技術支援等を進めていくこととした。

微生物遺伝資源については、その整備に当たって、質・量ともに世界トップクラスを目指すものとし、中堅・中小企業の利用を促進することを前提に、中堅・中小企業の支援、利用促進に向けた環境整備、バックアップ拠点の整備、既存ユーザーの支援等を進めていくこととした。

地質情報については、その整備に当たって防災等の基礎となる地質情報の充実を図るとともに、一般国民等にも分かりやすく使いやすい地質情報の提供、専門家・事業者による 2 次利用の促進等を進めていくこととした。

2018 年 2 月に開催した知的基盤整備特別小委員会では、2016 年 1 月に閣議決定された第 5 期科学技術基本計画を踏まえた知的基盤整備の実施状況について確認と見直しを行うとともに、最近の知的基盤の利用実態及び今後の知的基盤整備のあり方に関する論点を踏まえ、第 3 期知的基盤整備計画の策定に向けた検討を開始することとなった。

### 4. 2. 知的基盤整備の状況

#### （1）計量標準分野（物理標準、標準物質）

国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）計量標準総合センターにおいて、物理標準については、石油中流量（液種追加）等 10 件を開発した。また、標準物質については、水道水質基準に対応した金属混合標準液等 20 物質を開発した。

質量の単位「キログラム」の新たな基準となる物理定数の決定に貢献した他、予定されている、国際単位系（S I）基本単位の定義改定に関わり、国際度量衡局長を招いた国際シンポジウムを実施した。また、計量標準総合センターホームページにおいて特設ページを開設し、S I 基本単位定義改定に関する最新情報の提供を行なった。

#### （2）微生物遺伝資源分野（産業有用微生物等）

バイオテクノロジーの基盤を成すものとして独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）に生物遺伝資源機

関を設置し、2015年までに産業有用微生物約8.9万株等の遺伝資源提供を可能とする体制を確立した。2017年度には微生物約500株を追加整備し、これまでに整備したものと合わせ、微生物約9.1万株の生物遺伝資源を整備した。

また、2017年度は延べ約1.2万株の微生物を企業等へ提供した。

地震等災害発生時に、企業等が保有する生物遺伝資源が滅失することによる事業継続への影響を最小限とするため、生物遺伝資源をバックアップする体制を確立し、2017年度には企業等から3,998株のバックアップを受け入れ、これまでに受け入れたものと合わせ、6,982株を保管した。また、保存機器単位のバックアップ受入れを3台分を行った。

### (3) 地質情報分野(地質図、海洋地質図、活断層図、火山地質図等)

地質分野の知的基盤については、産総研地質調査総合センターにおいて整備を実施しており、2017年度には、5万分の1地質図幅を4区画(鳥羽、泊、観音寺、一戸)出版した。ウェブ公開している20万分の1日本シームレス地質図については、次世代シームレス地質図としてV2を正式公開した。前バージョンと比較してさらなる高精度化を実現し、詳細な地質情報の表現や目的・用途に応じた柔軟な表示が可能となった。また、都市域の新しい地質図スタイルとして、1万本以上のボーリングデータから高精度な地下地質の分布形態を可視化する3次元地質地盤図を作成し、千葉県北部地域についてウェブ公開した。

海洋地質図については、海底地質図を1枚(響灘)出版した。また、南西諸島周辺海域の海洋地質調査を継続して実施した。

活断層データベースについては、活断層調査地点で撮影された写真データ(約80件)と既往調査報告書(約1,650件)の新規データ入力を行い、表示機能の強化と表示方法の改善を行ったことにより、より使いやすいデータベースとした。

火山地質情報については、常時観測火山の恵山、御嶽山、日光白根山で活動履歴調査を行った。また、桜島、新燃岳、草津白根山等の噴火では、火山噴出物の物質科学的研究を実施した。火山データベースに三宅島、岩手山、口永良部島、阿蘇山、富士山の地質情報を追加公開した。

水文環境図については、「北九州地域」、「新潟平野」、「和歌山平野」の調査を実施した。また、2016年3月に出版した「富士山」について、静岡県環境衛生科学研究所や民間企業など、外部機関の一般向けイベントで成果の情報発信を行った。

そのほか、これまで整備してきた様々な地質情報が、国の高レベル放射性廃棄物地層処分に関する「科学的特性マップ」作成の基礎情報として活用された。

## 4. 3. 知的基盤整備に係る国際的対応

### (1) 計量標準分野における国際的対応の強化

#### (ア) 国際度量衡委員会相互承認取決め(CIPM MRA)

国家計量標準機関の維持する計量標準の世界的な同等性を確立し、同機関が発行する校正・測定証明書相互承認を提供するため、メートル条約のもとに設置された国際度量衡委員会において、1999年10月に「国際度量衡委員会相互承認取決め」(CIPM MRA)が結ばれた。2018年3月末現在、CIPM MRAの署名機関は102計量標準機関(98か国・4国際機関から)となっている。

また、CIPM MRAに基づくものを含め、計量標準の国際的な同等性を確保するために必要となる国際比較については、2017年度に9件実施した。

#### (イ) アジア太平洋計量計画(APMP)

APMPはアジア太平洋地域の計量標準の水準向上を図る機関として設立され、近年ではCIPMの地域計量組織として計量標準の相互承認等に係る活動も行っている。第32回総会は、2017年11月、インドにおいて開催され、CIPM MRAのアジア太平洋地域における発展に向けて活発な議論が行われた。また、前総会から(3年間)、日本(産総研)が議長国を務めている。総会の他、分野ごとに技術課題やAPMPでの活動計画について議論が行われた。

#### (ウ) 国際計量研究連絡委員会

1977年、メートル条約及び国際法定計量機関(OIML)を設立する条約に基づく国際活動に対する国内関係者の情報交換及び調整を行う委員会として、国際計量研究連絡委員会が設置された。2017年度は、2017年9月及び2018年2月に委員会が開催され、9月にはメートル条約関連組織の活動状況、国際単位系改定に係わる広報活動等につい

て、2月にはメートル条約関連組織の活動状況、国際単位系改定状況等について議論が行われた。

## (2) 地質情報分野における国際対応の強化

東・東南アジア地球科学計画調整委員会（CCOP）加盟国を始めとするアジア各国の地質調査関係政府機関と連携し、2016年度に出版した「東アジア地域地震火山災害情報図」の地質図・テクトニクス・活断層・主要地震の犠牲者数・津波災害・火山分布・カルデラ・降下火山灰・大規模火砕流・主要火山の犠牲者数の数値化を進め、アジア太平洋地域地震火山ハザード情報システム上で一般公開し、GIS（地理情報システム）データのダウンロード提供を開始した。

東・東南アジア諸国で出版された各種の数値情報をウェブ上で公開、共有化を促進するため、CCOPの活動として産総研主導による地質情報総合共有プロジェクトを進めた。各国の200以上のデータ、17のポータルサイトの試験公開を行うとともに、モバイル版を開発し、CCOP加盟国の地質情報担当者への技術指導を行った。

## (3) 微生物遺伝資源分野における国際対応の強化

NITEではアジア6か国（モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、中国、韓国）の機関と締結している包括的覚書（MOU）に基づき、共同研究契約書を取り交わした上でモンゴル、ミャンマー及びベトナムから日本に移転した微生物を、国内企業等に対し提供した。

さらに、ミャンマーにおいては、企業等と共に食品や農業等に係わる産業有用な微生物を現地で分離し、日本へ移転した。また、マレーシア及びタイにおいて、微生物学の講義・実習を実施した。

また、タイ国立遺伝子生命工学研究センター（BIOTEC）とBRCを活用した新たな生物遺伝資源の国際移転促進の枠組みに関する合意書を締結した。

アジア15カ国・地域の27機関による「微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム（ACM）」（事務局：NITE）を通して、アジア多国間協力を推進。2017年度は新たに2機関がACMに加盟。12月の台湾・台北における年次大会の開催を支援するとともに、ACMの活動に関する情報をとりまとめ、ACMのホームページの更新を行う等、ユーザビリティの向上に貢献した。

欧州委員会主催の名古屋議定書施行に関するワークショップに参加し、各国のABS法規制の最新情報を入手するとともに、我が国の「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（ABS指針）を紹介した。

微生物資源の利用に関する各国法規制情報とその運用実態に関する情報を収集し分析。今年度新たに2ヶ国（ベトナム・韓国）についての規制法等とその運用実態をホームページで公開した。

## 4. 4. 計量行政をめぐる動き

経済活動、産業活動、国民生活にとって、適正な計量が行われることは必要不可欠であり、「計量法」においては、経済産業省、産総研、地方公共団体などの計量関係機関の連携の下、着実に適正な計量の実施を確保するため、各制度が規定されており、取引の信頼性を確保し、安全・安心の基盤として機能している。他方、計量行政を取り巻く社会環境の変化に的確に対応することも重要であり、2016年の計量行政審議会では、①民間事業者の参入の促進 ②技術革新、社会的環境変化への対応 ③規制範囲・規定事項等の再整理・明確化の3つの視点から議論が行われ、同年11月に答申（「今後の計量行政の在り方一次なる10年に向けて」）がなされている。2017年度は、当該答申を踏まえて、計量法関係法令（計量法施行令、計量法施行規則等）の改正を行った。具体的には、特定計量器への「自動はかり」の追加、指定検定機関の指定に関して「器差検定を中心に行う区分」の追加と指定要件の見直し、型式承認試験における試験成績書の受入れに関する規定の整備をはじめとする所要の措置を講じた。

## 4. 5. 計量制度の的確な運用

### (1) 特定計量証明事業認定制度（MLAP）の的確な運用

特定計量証明事業認定制度（MLAP）はダイオキシン類等極微量物質の計量証明の信頼性の向上を図るため、2001年6月の計量法の改正により導入され、2002年4月に施行された認定制度である。制度創設後、認定数は順調に伸びたものの、その後、減少傾向に転じ、2016年度末の特定計量証明事業者数は83事業者となり、前年度末の90事業者から更に減少した。

## (2) 計量法トレーサビリティ制度（JCSS）の推進

計量法トレーサビリティ制度（JCSS）は、国家計量標準の整備と校正機関の審査・登録により、校正の国家計量標準へのトレーサビリティを確保する制度である。この制度は1992年5月の計量法の改正により導入され、1993年11月に施行された。登録事業所数は増加傾向が続いてきたが、2013年度末に260事業所となって以降は同程度の水準で推移し、2017年度末における登録事業所数は263事業所となった（前年度末261事業所）。また、2017年度のJCSS校正証明書の発行件数は533,550件となり（前年度532,109件）、増加傾向が続いている。

## (3) 計量士国家試験、計量士の登録等の着実な実施

特定計量器の検定・検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識・経験を有する者として、国家試験に合格する等の基準を満たした者に対し、計量士の資格を付与している。計量士は一般計量士と環境計量士（濃度関係、騒音・振動関係）からなる。

2018年3月に、第68回計量士国家試験を実施した（7,130名が出願）。

2017年度の計量士の登録者数は、一般計量士133名、環境計量士（濃度関係）371名、環境計量士（騒音・振動関係）99名であり、計603名の登録を行った。

## (4) 適切な法令の解釈・運用、地方自治体、独立行政法人等との連携の強化等

経済産業省、産総研、地方公共団体などの計量行政関係機関からなる全国計量行政会議を2018年2月に開催した。また、同会議の下部組織となる技術委員会、適正計量委員会を開催し、関係諸機関と緊密な連携の下で「計量法」の的確な解釈・運用の推進をするとともに、更なる連携強化を図るための会議体の見直しなどを行った。

## 4. 6. 計量行政に係る国際的対応

### (1) 特定計量器の技術基準の国際整合化

技術革新や国際整合化等に柔軟に対応することを目的に、特定計量器等の技術的基準を定めている特定計量器検定検査規則（検則）等の省令をJIS化し、これを引用することを進めており、2015年度に全特定計量器の技術基準がJIS化された。引き続き、技術革新及び国際整合化

等の観点から必要に応じて引用したJISに関する改正の検討を行っており、2017年度は電気式アネロイド型血圧計等の6器種について改正を行った。

### (2) 国際法定計量機関（OIML）への対応

国際法定計量機関（OIML）の国際勧告、国際文書等の審議に対応するため、国内に国際法定計量調査研究委員会を組織し、我が国提案を反映させるべく取り組んだ。2017年10月にコロンビアのカルタヘナで開催された第52回国際法定計量委員会（OIMLの執行機関（CIML）年次委員会。毎年1回開催。）においては、CIML委員長の指名、「ロードセルの計量規定」等の4つの国際勧告案の承認、及び「法定計量単位」等の2つの国際文書改定のための新規プロジェクトの承認がなされた。また、OIMLの新証明書制度（OIML-CS）について、2018年1月からの運用開始、及びその移行スケジュールの確認が行われた。我が国が改訂を提案した「自動車用圧縮ガス燃料の計量システム」については2018年の改定承認を目指し、規定に従い修正・承認作業を進めた。

### (3) アジア太平洋法定計量フォーラム（APLMF）への対応

2017年11月に、カンボジアのシェムリアップで第24回アジア太平洋法定計量フォーラム（APLMF）総会が開催され、各加盟経済圏や各作業部会（WG）等からの活動報告等が行われた。

### (4) 日韓法定計量協力委員会

1976年に締結された産総研計量標準総合センター（NMIJ）と韓国技術標準院（KATS）との覚書（2015年3月に更新）に基づき、2017年9月、第40回日韓法定計量協力委員会が長野県で開催された。我が国における計量制度の見直しの状況、日韓双方の計量法関連の執行状況及び国際整合への対応状況等について議論を交わした。

## 4. 7. 計量行政に関する普及・広報

計量に関する知識の普及・向上を図るため、11月を「計量強調月間」、11月1日を「計量記念日」としている。2017年11月1日に計量記念日式典及び計量関係団体等と協力して「計量記念日全国大会」を開催した。

計量記念日式典では、経済産業大臣表彰として計量関係  
功労者 12 名、産業技術環境局長表彰として計量制度運営  
等貢献者等 14 名を表彰した。

#### 4. 8. 計量行政審議会の活動

計量行政審議会は、経済産業大臣の諮問機関であり、計  
量単位や特定計量器の検定、計量標準、計量士といった計  
量法に基づく必要な事項等を調査審議している。